

令和5年11月2日
出入国在留管理庁

特定技能外国人の支援として行う
定期的（3か月に1回）面談の実施方法

特定技能外国人及びその監督的立場にある者との面談については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、直接に対面して話をする方法によらずに、テレビ電話、電話等の方法でも差し支えないとする取扱いを認めていたところですが、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、令和6年1月1日からは、原則として対面により実施する必要があります。詳しくは「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」を御確認願います。